

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	20 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和46年4月に夫の転勤に伴いA市役所へ転入届を出した時に国民年金の届出を行った。保険料は、3か月ごとに集金人に自宅で納付していたので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間279か月(第3号被保険者期間186か月を除く。)のうち申立期間の12か月を除く267か月の保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の夫の厚生年金保険の記録により、申立人の夫は昭和46年4月2日にB社C支店に転勤したことが確認できる。

一方、D市が保管する申立人の被保険者名簿により、申立人は、昭和46年4月12日にA市に転出したことが確認でき、夫の転勤日より半月ぐらい遅れて同市に転居し、国民年金の手続(住所変更届とみられる。)を行ったとする申立人の説明と符合する。

さらに、A市では、昭和41年4月に国民年金保険料の徴収員制度を創設し3か月ごとに集金していたとしており、申立人が説明する申立期間当時の納付方法と一致する。

加えて、従来の社会保険庁の記録では、申立期間の翌年度の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料は未納と記録されていたが、A市の被保険者名簿では同期間が納付と記録されていたことから、平成20年2月に社会保険庁の納付記録も納付と訂正されているなど、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

町内広報誌で国民年金制度を知って、強制加入だと思い、昭和39年10月ごろ、国民年金に加入し保険料を納付した。はっきりとは覚えていないが、夫がA市役所で加入手続を行ったと思う。保険料は、私が町内会の世話役に毎月100円納付していた。同年10月から納付していた記憶が強いので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間386か月のうち、申立期間の18か月を除く368か月の保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫が厚生年金保険加入期間中にも任意加入して保険料の納付を継続しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が居住するA市では、昭和37年5月に自治組織による国民年金保険料の集金制度（保険年金協力員制度）が開始されており、申立期間当時、町内会の世話役に保険料を納付していたとする申立人の説明と符合する。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、保険料も申立人と一緒に納付したとしている申立人の夫は、申立期間のうち昭和40年4月から41年3月までの保険料を納付済みであり、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年2月に払い出されており、そのころに申立人の加入手続が行われたものと推認される。一方、申立人の国民年金手帳の検認印の日付によれば、集金人は、毎年1月から3月までの保険料を4月に集金していた傾向が認められる。このことから、申立人が加入

手続を行った同年2月の後の同年4月に集金人が申立人宅を訪れていたものと推認され、その時点で現年度納付が可能であった39年10月から40年3月までの保険料を集金しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から同年9月まで

私は、国民年金保険料は1回も未納とせず、すべて納付しており、免除を申請した記憶も無い。申立期間当時は、3か月ごとを1期として、納付書が来るたびにA町役場収入役室に夫婦二人分の保険料を納付に行った。申立期間だけ納付せず、申請免除となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は共に、国民年金制度発足以降、60歳到達月の前月までの保険料を申立期間の3か月を除いてすべて納付しているほか、昭和47年度から53年度までの期間（昭和51年1月から同年3月までを除く。）、57年度及び58年度の保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫は共に、申立期間の国民年金保険料は申請免除と記録されているが、社会保険庁が保管する夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる限り、夫婦は昭和47年度から58年度までの保険料は、申立期間を除きすべて現年度納付している上、A町の記録では、申立期間の前後3年間の保険料（申立期間を除く。）はすべて納期限内に納付されていることが確認でき、申立期間の3か月の保険料のみ免除を申請したとは考え難い。

さらに、A町では、申立期間当時、年度当初に当該年度の国民年金保険料の納付書を一括して送付していたとしている。このことから、申立期間の保険料の納付書は昭和55年度当初に申立人に送付されていたものと推認され、申立期間前後の申立人の保険料納付状況からみて、当該納付書により申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、現金か小切手によって母親が納付していたと思う。また、申立期間②の保険料を納付していたことを記載した確定申告書(控)がある。未納なら、当時の集金人が、未納分納付のための納付書を発行すべきであったと思うので、各申立期間について、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人は、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずであるとするのみで、実際に、申立人の母親から、申立人の保険料を納付していたという言葉聞いたことは無いとしているほか、申立期間①について、申立人の母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年11月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は37年11月ごろに行われたものと推認され、申立期間①の当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続後に申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

加えて、申立期間①の当時、申立人と同居しており、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されていた申立人の弟と妹は、申立期間①の国民年金保険料は未納あるいは国民年金に未加入である。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②を含む昭和 57 年から 59 年までの確定申告書(控)を所持している。これら確定申告書(控)に記載されている国民年金保険料控除額は、確定申告の対象期間である各年の 1 月から 12 月までの保険料の合計額とは一致しないが、確定申告の年の前年の 10 月から確定申告の年の 9 月までの保険料の合計額と一致する。一方、A 市の「納付データ明細表」により、申立人は、56 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月の保険料を 57 年の確定申告対象期間中である 57 年 1 月に納付したことなどが確認できる。このことから、申立人は、実際に保険料を納付した時点をもって確定申告書に計上したものとみられ、確定申告書(控)の記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立期間②の当時、申立人の税務申告事務を受託していた税理士は、確定申告書に計上する国民年金保険料控除額について、通常は、領収書等を見て確認していたと証言しており、上記確定申告書は適正な事務処理により作成されたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和50年3月ごろ、いつも自宅に集金に来ていた集金人と買物先で出会った際に、その集金人から「これが最後の集金なので、この場で保険料を納付してほしい。」と言われた。この時、私は「今は国民年金手帳を所持しておらず、いつものように納付印を押してもらいたいので自宅に来てほしい。」といったんは断ったが、「とても忙しいので、助けると思って納付してほしい。」と頼まれた。このため、やむを得ずその場で保険料を納付した。

申立期間当時のことはよく記憶しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金加入以降、満60歳の前月までにおいて、申立期間と申し立てていない平成3年9月から4年1月までを除いて、保険料の未納は無い。

また、申立期間を含む昭和44年10月から51年2月までの期間について、任意加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入していることから、申立期間当時における申立人の国民年金制度に対する意識や、保険料の納付意欲は高かったと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市においては、申立人が申し述べているとおり国民年金推進員（集金人）が印紙検認方式により3か月ごとに国民年金保険料を集金していた。

加えて、A市では昭和50年4月以降、推進員の保険料収納方法が印紙検認方式から領収書方式に変更されている。申立人の所持する国民年金手帳の昭和



49 年度印紙検認記録欄を見ると、申立期間を除いて3か月ごとに検認されており、同年度に押されている検認印の番号と、50 年度の領収書に押されている領収印の番号が異なることから、申立人が記憶している推進員の「これが最後の集金であるため、この場で保険料を納付してほしい。」との依頼も、推進員が年度末で交替するためであり、その推進員が、申立人の国民年金手帳に検認印を押すことを失念したとも考えられる。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとしても、あながち不自然ではない。

その上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時の社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成7年4月29日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月29日から同年10月3日まで

私はB社で平成6年11月19日から8年7月21日まで継続して働いていた。途中、B社からA社に社名変更されているが、同一の会社であった。

給与明細書を添付するので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間はA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間後の平成7年10月3日に適用事業所となっている。しかし、同社は3年7月22日に設立された法人であり、雇用保険の記録からも、申立期間中においても、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年4月21日、資格喪失日は同年6月6日であると認められることから、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和36年10月1日から44年5月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していることから、当該期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年から45年まで

申立期間において、朝早くから夜遅くまでB社に勤務していた。厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、同社は、昭和49年11月1日に全喪、同年12月2日に解散しており、後継会社であるC社からは、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する資料及び人事記録の保管は無い旨の回答が得られている。

しかし、申立人が勤務したと主張するB社と同じD市E町内にA社の所在が確認でき、社会保険事務所の保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同一氏名（同音表記）、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録があり、昭和36年4月21日に資格取得し、同年6月6日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が勤務したと主張するB社の事業所内にF社G支店の所在が確認でき、社会保険事務所の保管する同社G支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に、申立人と同一氏名、同一生年月日の基礎年金番号に未

統合の被保険者記録があり、昭和 36 年 10 月 1 日に資格取得し、44 年 5 月 21 日に資格喪失していることに加え、当該未統合記録は脱退手当金支給済みの記録であることが確認できる。

さらに、F 社 G 支店において、申立人と同一氏名、同一生年月日の者の雇用保険の記録（昭和 36 年 10 月 1 日資格取得、44 年 5 月 20 日離職）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者としての資格取得日は昭和 36 年 4 月 21 日、資格喪失日は同年 6 月 6 日であると認められる。また、申立人は、F 社 G 支店における未統合記録に係る脱退手当金を受給していることから、当該期間については、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

なお、A 社における被保険者記録に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月17日から35年9月28日まで  
② 昭和36年7月20日から40年6月1日まで

8年ほど前の年金請求の時、脱退手当金が支払済みであることを知り、びっくりしました。A社を退職し、4年も経過してから脱退手当金を受け取ったことになっているが、おかしいと思う。脱退手当金を請求したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4年後の昭和44年5月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和41年4月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年5月まで

社会保険庁の記録では、昭和51年6月から国民年金に任意加入していることになっているが、それ以前の期間も加入していた可能性があると考えている。加入手続の時期、納付方法、納付金額等、詳細についての記憶はほとんど無いが、少なくとも婚姻した44年3月から国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続の時期、国民年金保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月2日に任意加入被保険者として払い出され、その資格取得日は同年6月16日となっている。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致し、制度上、任意加入被保険者はさかのぼって資格を取得することができないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入とみられ、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、これらのことは、申立人は申立期間において昭和45年8月以前はA市に、それ以降はB市に在住しているが、A市に申立人の国民年金被保険者名簿が無いこと、及びB市が保管する申立人の被保険者名簿の資格取得日が、社会保険庁の記録及び申立人の所持する国民年金手帳と同じく51年6月16日であり、同年6月以前についての申立人の記録が同市に無いこととも符合する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをう

かがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年2月まで  
いつかは覚えていないが、母親が貯金より有利だとA市B区役所で国民年金の任意加入手続をしてくれた。保険料についても母親が毎月集金人に現金で支払ってくれていた。その集金人の紹介で今の妻と結婚した。我が家では老後のために全員が国民年金に入るという生活信条なので、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。このことはA市に申立人の被保険者名簿が残存していないこととも符合し、申立人が国民年金に加入した事実を確認することはできない。

さらに、申立人は申立人の母親が毎月集金人へ申立人の分と一緒に申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の母親は昭和45年3月31日に国民年金に任意加入しており、申立期間は未加入であったことから、申立人の分と一緒に保険料を納付したとは考えられない上、当時のA市の集金人による保険料収納は3か月に一度であり、毎月、集金人が来たとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から63年3月まで  
会社を辞めて結婚した時、元夫が国民年金加入手続を行ってくれていたと思っていた。申立期間当時は、自営業をしており、従業員に国民年金の加入を勧めていた。昭和63年3月30日に国民年金から厚生年金保険に切り替えるということも元夫から聞いていた。元夫にすべて任せていたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる資料等はないが、元夫が私の分と共に国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の元夫は既に死亡しており、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月11日に払い出され、資格取得日は2年12月21日とされており、このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致することから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この申立人の資格取得日からすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は申立人の元夫が申立人の分と共に保険料を納付していたとしているが、申立人の元夫は国民年金に加入した記録は無く、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から52年3月まで

申立期間当時、父が木工所を経営しており、兄と私はそこで働いていた。昭和44年5月、私が20歳になった時、兄が国民年金に加入していたこともあり、父がA市B区役所で私の加入手続をしてくれた。保険料は、毎月、自分で同区役所から来た納付書によりC信用金庫D支店で納付し領収書を受け取っていた。現在、納付を証明するものは無いが、未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、申立人は、申立人の父が昭和44年5月に申立人の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は53年3月に払い出されており、A市の被保険者名簿でも申立人の資格取得手続は同年1月17日となっている。このことから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると、申立期間のうち44年5月から50年9月まではその後実施された第3回特例納付により、50年10月から52年3月までは過年度納付により納付することは可能であったが、申立人には特例納付及び過年度納付した記憶は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をB区役所から送付された納付書により、毎月、C信用金庫D支店で納付したと主張しているが、A市における納付書による保険料収納開始は昭和49年1月からであり、それ以前は3か月に1度の集金人による保険料収納であったことから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は昭和 37 年 11 月に会社を退職したが、最初のうちは国民年金への加入手続をしていなかった。その後、婚姻し、何度か加入を勧奨する人が自宅に来て、妻が先に 39 年ごろに加入し、私は 39 年末か 40 年初めごろに加入したと思う。その際、今なら過去の分をさかのぼって納付できると言われ、妻が近所の大きなポストがある家に現金を持参し、さかのぼって納付したと記憶している。申立期間の保険料を何回かに分けて納付し、未納が無いようにしたが、その回数、期間、時期及び金額までははっきり覚えていない。昭和 38 年度の保険料が納付済みであるのに、その後の 5 年間（申立期間）が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町から B 市に転居し、婚姻（戸籍では昭和 39 年 9 月）後に、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしており、申立期間の直前の昭和 38 年度の保険料も同市でさかのぼって納付したと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に A 町で払い出されており、同町が保管する申立人の被保険者名簿では、昭和 38 年度の保険料は 39 年 4 月 30 日に現年度納付されたことが記載されている。B 市が保管する申立人の被保険者名簿においても、38 年度の保険料は「前住所地納付済」と記載されており、同市に転居後にさかのぼって納付したとする申立人の説明と矛盾するほか、申立期間当時に、同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 町の被保険者名簿では、昭和 43 年 12 月に B 市に住所変更したことが記載され、かつ、同名簿の昭和 43 年度の「検認台紙」欄に「44. 4. 30」と押

印されている。このことから、申立人のA町からB市への国民年金の住所変更手続は、44年5月以降に行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち39年4月から42年3月までの保険料は時効により納付することはできず、特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、B市の加入勧奨員が自宅に何度か来て加入したとしているが、加入手続した場所及び加入方法についての記憶が無く、保険料納付についても、さかのぼって何度か納付したとするのみで、納付対象期間、納付回数、納付時期及び納付金額についての記憶が不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和44年1月から45年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から41年3月まで  
② 昭和44年1月から45年9月まで

申立期間①については、近所に住んでいた市役所職員(集金人)から勧奨され、父親が私と兄の国民年金加入手続をA市B区役所で行い、その集金人に二人の保険料を納付してくれていたはずである。納付金額及び納付方法についての記憶は無いが、当該期間について未納となっているのは納得できない。

また、申立期間②については、保険料を還付されたことになっているが、還付を受けた覚えは無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その父親が行ってくれたとしており、申立人の父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の父親が、申立人の分と一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の兄は、申立期間①のうち昭和40年1月から41年3月までの保険料は納付済みと記録されているが、これは後日に過誤納付された保険料を当該期間の保険料として充当したものであり、申立人の兄も申立期間①の保険料は、その当時には未納であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所職員(集金人)に納付したとしているが、A市において集金人制度が創設されたのは、昭和37年10月であり、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月にその兄と連番で払い出されており、申立期間①の当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、国民年金保険料が現年度納付されていたことが確認できる。しかし、同庁のオンラインシステム記録には、申立人が昭和 44 年 1 月 25 日に厚生年金保険被保険者となったことが記録されており、被保険者台帳でも同日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。これらのことから、申立期間②の保険料はいったん納付されたが、後日になって、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したために還付されたものと考えられ、保険料が還付された事由について不自然な点は見受けられない。

また、社会保険庁が保管する保険料還付整理簿には、申立期間②の国民年金保険料が資格喪失の事由により還付されたことが、還付金額、還付決定年月日、還付金支払年月日等の還付事蹟<sup>せき</sup>とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和 44 年 1 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から56年12月まで

私は昭和46年10月に結婚して3年ぐらい後に国民年金の加入手続を行った。区役所の職員からさかのぼって保険料を納付できると聞いたので、申立期間のうち10年分の保険料を3回に分けて納付した。納付時期は覚えていないが、6万9,000円を3回納付したはずなので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年に婚姻し、その3年ぐらい後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の妻は、申立人の加入手続の時期は、婚姻して10年ぐらい後のことであると記憶しており、夫婦の記憶が相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されており、A市B区が保管する申立人の被保険者名簿は同年4月5日に作成されているほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は同年4月に行われたものと推認され、申立人の妻の記憶とおおむね合致する。このため、申立人が記憶する婚姻後3年の時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括して納付することができる特例納付の時期でもない。

加えて、申立期間は166か月と長期に及ぶが、申立人は、この申立期間のうち10年分の保険料を3回に分割して納付したとしているのみで、どの期間の保険料を納付したのか分からないとしているなど、記憶が不明確である。



その上、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料を、同年4月以降に、分割して過年度納付したことが記録されている。このことは、申立人の加入手続が同年4月に行われたと推認されることと符合するほか、申立人が納付したとする保険料額（1回6万9,000円）は、昭和58年度の過年度保険料の納付額（6万9,960円）とほぼ一致する。このため、申立人が記憶する保険料の納付は、この際の過年度納付であったものとするのが自然である。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から45年3月まで

結婚した翌月の昭和38年6月に、元夫がA町役場へ行き、住所変更届と併せて、夫婦二人の国民年金加入手続を行ったと聞いている。私は、自宅に来てくれた集金人に保険料を納付していた記憶がある。詳細を示す領収書等はないが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月に、その元夫がA町役場で夫婦二人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の元夫が死亡しているため、その詳細を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月に、その元夫と連番でB市C区において払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年4月22日と記載されている。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は同年4月ごろに同区で行われたものと推認され、申立期間当時に、申立人が居住していたA町で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録及び申立人の国民年金手帳の記載では共に、申立人の国民年金資格取得日は昭和45年4月1日とされている。

以上のことから、申立期間当時は、申立人は国民年金に加入しておらず、かつ申立期間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料は1か月100円から300円であり、申立人が記憶する額（1か月450円）と相違する。申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和45年4月から3か月後の同年7月からの保険料が月

額 450 円であり、申立人の記憶する保険料納付はこの当時のものであったとも考えられる。

その上、国民年金加入手続及び保険料納付を申立人と一緒に行ったとする申立人の元夫も、申立期間は無資格であり保険料は納付されていない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年10月まで

夫が、私たち夫婦の国民年金の高齢任意加入手続及び保険料の納付を行ったはずである。夫は60歳以降も加入し、保険料を納付した記録があるのに、私については加入しておらず、保険料納付の記録が無いとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の高齢任意加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その夫が、申立人が60歳に到達したころに、これらを行ったとしている。

しかし、社会保険庁のオンラインシステム記録及び申立人の夫が高齢任意加入手続を行ったとする当時に申立人が住民登録し国民年金に加入していたA市の記録では共に、申立人は、60歳に到達する前日の平成8年6月12日に第1号被保険者の資格を喪失したと記録されているのみで、その後、申立人が高齢任意加入被保険者の資格を取得した記録は無い。

また、申立人の夫が、申立人の高齢任意加入手続を行ったかもしれないとするB市C区の被保険者名簿では、申立人は申立期間後の平成9年11月にA市から同区に転入したことが記載されており、申立期間当時に同区で高齢任意加入手続が行われた記録は見当たらない。

以上のことから、申立人の高齢任意加入手続は行われておらず、60歳到達月以降は未加入であることから、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の夫から口頭意見陳述を実施しても、どの市（区）役所で加入手続を行ったかの記憶が不明確であるほか、保険料の納付方法についても、

金融機関で一括納付したとするのみで、納付書の受領、納付金額、納付時期及び納付場所についての具体的な記憶は無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間、同年7月から46年3月までの期間、同年7月から47年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで  
② 昭和45年7月から46年3月まで  
③ 昭和46年7月から47年3月まで  
④ 昭和55年10月から56年3月まで  
⑤ 昭和57年1月から同年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が役所に行き、最初のころは国民年金手帳に印を押し、途中からは送られてくる納付書で納付していた。妻は、妻自身の保険料が納付できない時でも、私の分は多少遅れても納付書が届いたら必ず納付していたと言っている。また、いつごろかは覚えていないが、妻が役所で、私の保険料に未納は無いと言われたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、夫婦の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の保険料を優先して納付し、多少遅れても納付書が届いたら納付したはずであるとするのみであり、申立期間の保険料額などの具体的な記憶は不明確である。

また、申立期間①、②及び③は近接する期間で計27か月と長期に及ぶ。申立人は、この当時、現年度保険料を3か月ごとに納付していた状況がみられることから、これら申立期間中には、現年度保険料の納付機会が9回、現年度納付できず過年度納付する場合には、3回以上の納付機会があったものとみられ、そのすべてが、社会保険庁が管理する納付記録及び申立人が当時居住していた

A市B区が管理する納付記録の双方から欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の妻が未納で申立人が現年度納付の期間があるなど、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を優先して納付していた状況はうかがわれるものの、申立期間はすべて夫婦共に未納であること、申立人の妻は、申立期間に近接する期間にも未納があることなどの事情を勘案すると、申立人の申立期間の保険料まで納付されていたものと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの期間、54年4月から同年9月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から51年3月まで  
② 昭和54年4月から同年9月まで  
③ 昭和60年7月から61年3月まで

申立期間の保険料納付については、すべて長女に任せており、私は関与していない。しかし、私が長女から聞いたところによると、申立期間の保険料納付については次のとおりである。

申立期間①については、昭和55年ごろにその当時未納となっている国民年金保険料について、月額4,000円となるものの、さかのぼって保険料を納付することができる制度があることを長女が聞いたとのことである。このため、長女は、A市役所で私の国民年金の未納期間が記載されている資料を見せてもらった上で、まず、手持ちのお金で納付できる期間の納付書を手書きで作成してもらい、同市役所か隣にあったB銀行の窓口で5万円ぐらいを納付したとのことである。

また、その後すぐに、残りの未納期間について（昭和44年度分からの保険料だと思う）、A市役所で手書きの納付書を作成してもらい、同市役所かB銀行で40万円以上を納付したとも聞いている。

申立期間②及び③についても、長女が保険料を納付したが、長女は納付する場合1年分をまとめて納付していたと聞いているが、昭和54年度については6か月分、60年度については3か月分しか納付したことになっていない。なお、申立期間③については、長女が私の免除申請を忘れ、その責任を感じて1年分を納付書で自宅近くのC銀行D支店で納付したと聞いている。

これらのことから、申立期間の保険料を納付したことを示す領収書等はないものの、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。



### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①について、昭和55年ごろにその長女がいったん5万円程度の国民年金保険料の納付を行い、その後、昭和44年度ごろからの残りの未納期間について40万円以上の保険料を特例納付したと主張している。

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和55年5月に昭和51年度分の保険料（保険料額4万8,000円）を特例納付していることが確認できるため、申立人は、このころにその長女が申立期間①を含む44年度以降の未納保険料を特例納付したと主張しているものと認められる。

しかし、社会保険庁及びA市の記録共、申立人の昭和44年度から47年度までの保険料は現年度納付されており、昭和55年5月時点では納付済みであったことから、申立人の長女がこの期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

このため、申立人の長女が昭和55年5月ごろにさかのぼって納付したのは昭和48年度から54年度までの分（ただし、51年度分については既に特例納付済み）と考えられるが、これら期間の保険料を第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額は24万2,760円となり、申立人の主張する40万円以上とは相違する。

また、社会保険庁の記録によれば、これら期間のうち昭和52年度及び53年度分については昭和54年7月に、54年度分については54年10月から55年3月までの分が57年1月に過年度納付されており、55年5月ごろにこれら期間の保険料を申立人の長女が一括納付したとする申立人の主張は不自然である。

- 2 申立期間②について、この期間の保険料を納付したとする申立人の長女に納付した当時の状況について聴取したが、その長女には、納付した時期や納付した保険料額及び納付場所についての記憶は無い。

また、申立人は1年分をまとめて納付していたとしているが、前述のとおり、社会保険庁の記録によれば、この期間の直前の保険料は2年分まとめて納付され、直後に当たる昭和54年10月から55年3月までの保険料は57年1月に過年度納付されており、申立期間②の前後については申立人の主張を裏付ける状況はみられない上、この時点を基準とすると、申立期間②の保険料は時効により納付することができないこととなる。このことから、申立人の長女は時効期間の徒過により申立期間②の保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

- 3 申立期間③については、A市の記録によると、申立人の長女は申立期間直前の昭和60年4月から同年6月までの3か月分の保険料を62年7月に過年度納付しており、この時点を基準とすると、申立期間③の保険料は過年度納

付することが可能である。

しかし、この期間の保険料を納付したとする申立人の長女に納付したとする当時の状況について聴取したが、その長女には納付した時期及び納付した保険料額についての記憶は無い。

また、A市の申立人の国民年金被保険者名簿には、この期間の直前の昭和60年4月から同年6月までの保険料の過年度納付が62年7月31日に行われていたことが記録されており、申立人とその長女が1年分をまとめて納付していたとする主張と相違する。

- 4 このほか、申立人の長女が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情や、この期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。また、申立人には昭和61年に2回目の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この番号に基づく納付記録と、36年1月に払い出された1回目の国民年金手帳記号番号に基づく納付記録は平成20年に統合されており、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 22 日から 35 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 17 日から同年 6 月 26 日まで

当時のことを証明できるものは何も無いが、昭和 32 年 3 月 23 日から 47 年 12 月 31 日まで継続して A 社に在籍し、就労しており、確かに社会保険料を支払っていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の後継会社は、「申立期間当時の労働者名簿や、厚生年金保険の関係書類は残っていない。」と回答しており、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除に係る事実は確認できない。

また、仮に申立人が A 社に昭和 32 年 3 月 23 日から継続して勤務していたならば、雇用保険の加入記録が存在するはずであるが、38 年 6 月 26 日以降の記録しか残っていない。

さらに、A 社の被保険者名簿及び被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間①については、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の記録により、申立人の健康保険被保険者証が、昭和 34 年 10 月 27 日に提出された被保険者喪失届に添付して返納されていることが確認できる。

申立期間②については、A 社の同僚が、「申立人は、大型自動車免許取得のため帰郷していたと思う。」と証言しており、申立人もこの事実を認め、「会社から休暇をもらって帰郷していた。」と述べていることから、A 社は、当該休暇の期間は厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしたものと考えられる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 47 年 12 月まで  
② 昭和 47 年 12 月から 50 年 1 月まで

A社及びB社について、厚生年金保険に加入していたものと信じていたが、被保険者としての記録が無かった。当時の同僚の名前も何人か記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の事業主は既に亡くなっており、同社にも、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が同僚として名前(名字)を挙げた3人についても、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は無く、申立ての事実を確認できない。

申立期間②については、B社は昭和 57 年 10 月 1 日に全喪しており、当時の事業主の証言も得られないことから、申立人の同社での在籍及び厚生年金保険料の控除に係る事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、雇用保険においても、申立期間①及び②における申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1176

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 37 年 10 月まで  
昭和 33 年 4 月ごろに、A 市にある B 社に入社し、繊維、反物の販売及び輸出をしていた。社長は C 氏で、同僚に D 氏、E 氏がおり、従業員は 5、6 人だった。当時、給料は現金支給であり、給与明細書等証明できるものは残っていないが、毎月、給料から社会保険料も控除されていた。健康保険証、雇用保険については覚えていない。37 年 10 月ごろ退社した。当時のことを証明できるものは何もないが、確かに社会保険料を支払っていたはずであるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、B 社と同名の会社の法人登記簿によれば、昭和 27 年 5 月 1 日設立、平成 13 年 4 月 30 日解散、同年 10 月 1 日清算終了している上、申立期間当時の役員欄が廃棄されているため、同社社長 C 氏の確認ができず、所在地も一致しないため、同社であるか特定できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

加えて、B 社の社長 C 氏、同僚 D 氏及び E 氏は、特定することができず、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年春ごろから30年春ごろまで

私は、昔は営団とか公団であった米の販売をしていたA社に入社した。当時はまだ米の配給制度があり、政府の出先機関のようなところなので厚生年金保険が無かったとは思えない。母と「保険料を払っても将来もらえるかねえ。」という話をした記憶がある。

当時は、B町の販売所に勤めており、経理課で事務をしていた。被保険者記録が無いということであるが、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていない上、同組合と同じ所在地であるC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

さらに、C社は昭和42年4月1日に全喪しており、また、A社は、平成3年5月27日に解散しているため、申立人の在籍等が確認できない上、申立人の上司は、C社の厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、既に死亡しており、また、他の同僚は同記録が確認できず、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月26日から55年7月1日まで  
② 昭和55年10月1日から57年8月4日まで

私は自営で毎月の保険料を支払っていたにもかかわらず、年金額が余りにも少なく疑問に思う。保険証を返したこともない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、昭和55年7月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、申立期間①及び②について、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間①及び②は十数年間の長期にわたっており、当該期間に被保険者の資格があったとすれば、最低十数回の標準報酬月額届出が行われているはずで、そのすべての機会において社会保険事務所が事務処理を誤るとは考えられない。

加えて、申立期間①及び②において、申立人は、厚生年金保険に加入している申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる。

なお、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立人は当該事業所の代表者である夫と共に、社会保険の事務処理を担当しており、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認めら

れることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月から36年6月まで

私は、申立期間について、2年間の常勤として、A社に勤務した。同僚はB氏を覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、A社によれば、当時の資料が無く、社長も代替わりしているので、申立人の勤務及び厚生年金保険加入についていずれも確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、同僚B氏は、「自分は昭和36年頃に9か月ほどA社に勤務した。申立人は自分より前からA社に勤めており、申立人は自分より先に退職した。」と証言しており、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、B氏も厚生年金保険には加入しておらず、当時A社では必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 5 月のゴールデンウィーク明けから 47 年 3 月末まで申立ての事業所に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、当該期間については厚生年金保険未加入となっている。

申立ての事業所を退職した際、会社からもらった年金証書（葉書ぐらいの大きさで、緑色のインクで地球をデザインした印刷がしてあったもの）を持って、A社に移ったことを記憶しており、申立ての事業所に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間が未加入とされているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所における同僚10数人の名前を記憶しており、社会保険事務所の記録によると、このうち約半数の者については、申立てに係る事業所における厚生年金保険の記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人の夫が勤務していた会社の社宅から、同じくパートタイムで働きに行っていたと記憶している3人の同僚については、いずれも申立てに係る事業所における厚生年金保険の記録は確認できない。

また、申立人の夫が勤務していた会社の健康保険組合の記録によると、申立人は、同社健康保険組合が設立された昭和38年11月1日からA社に就職した47年4月4日まで夫の被扶養者とされていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立ての事業所を退職した際、会社からもらった年金証書を持ってA社に移り、これを同社に提出した記憶がある。」としているが、

社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和47年5月10日に初めて払い出されたものであることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立ての事業所は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料も得ることはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 30 日まで

私は、中学卒業後の昭和30年4月にA社に入社し、夜間高校に通学しながら勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は32年4月からとなっており、申立期間の記録が無い。同社には兄が役職者として勤務しており、厚生年金保険の加入手続などはきちんとしてくれていたと思うので、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は昭和32年4月30日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主に聴取したところ、申立期間当時、A社のほかに系列会社のB社が同一敷地内にあったとしていることから、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿について、昭和26年11月1日から32年9月25日までの資格取得者を確認したが、申立人の兄の加入記録は確認できるものの、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和32年4月30日に資格取得した申立人及び申立人が記憶している上司を含む12人は、いずれも、それ以前にB社における厚生年金保険の加入記録は無いことから、申立期間当時、A社の所属とされていた社員については、同社が新規適用事業所となるまで、厚生年金保険に加入する手続が行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をう

かがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1182

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年10月1日まで

私は、A社B支店に入社後、昭和18年4月10日から22年10月まで軍隊に徴兵されており、日本に帰国した後、同社に社員バッチを返却するとともに退職届を提出しに行ったことを覚えている。

厚生年金保険の記録では、A社B支店の資格喪失日が昭和22年6月1日になっているが、その時はまだ日本に帰国しておらず、同社に退職届を提出できるはずもないので、その日が資格喪失日とされているのは納得できない。

復員時期が昭和22年10月であるのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C県D課が保存している申立人に係る軍人一時恩給履歴書に「昭和18年4月10日入営、22年10月2日復員」の記載があることから、申立人が22年10月1日まで軍隊に徴集されていたことが確認できる。

また、社会保険庁が保管しているA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、旧厚生年金保険法第59条の2に基づき、陸海軍に徴集又は応集された場合、その期間の保険料が全額免除されたことを示す「第59の2」の表示が記されていることから、申立人は従軍期間中も同社の被保険者とする取扱いの対象者であったものと認められる。

しかし、旧厚生年金保険法第59条の2の規定の適用期間は、昭和19年10月1日から22年5月2日までとされており、申立期間は当該免除制度の適用対象期間には含まれない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1183

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月21日から同年4月16日まで

私は、昭和58年2月にA社に入社後、すぐにB社に派遣され、設計の業務をしていたが、社会保険事務所の記録では、当該期間について厚生年金の記録が無いと回答を受けた。しかし、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の昭和57年12月27日から58年4月21日までの厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人が派遣されていたとするB社の厚生年金保険被保険者原票についても確認したが、申立人に係る記録は確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間の前後に申立人が勤務した事業所については雇用保険の加入記録がある一方、申立期間については雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、A社は申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていないと証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、同僚からも有力な証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 11 月まで  
② 昭和 41 年 12 月から 42 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 40 年 12 月ごろ、A社に入社し、正社員として車の陸送を行っていた。41 年 9 月に普通免許を取ってからは勤務の形態が変わって仲間がいなくなったので、その後 2 か月ほどで辞めたが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、この期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間②について、私はA社を辞めた後、B社で、米びつ販売の営業をしていた。同社は昭和 42 年 5 月にC社に名称変更し、所在地も移転しているが、B社及びC社に 1 年近く勤務していたような記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が一緒に働いていたと記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録がA社において確認できることから、申立人が同社において時期は特定できないものの勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、申立人は、A社における勤務期間についての記憶も不明確である。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、A社は「当時の関連資料等が無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、同僚からも申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける証言は得られない。

申立期間②について、当時のB社の社員（後のC社の役員）は、B社からC

社への社名変更及び事業所移転の際に、申立人が同社において在籍していた記憶がある旨証言していることから、申立人が申立期間の一部においてB社及びC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除及びC社における勤務期間に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B社は既に解散しており、関連資料等の保存は無く、上記役員は「当時のB社の事務担当者は既に他界しており、当時の状況は不明である。B社では、移転が決まってから入社した人については、厚生年金保険に加入させていなかったということも考えられる。」と証言している。

さらに、申立人のC社に係る雇用保険の資格取得日は申立期間後の昭和42年8月1日であり、申立期間②においてはB社及びC社における雇用保険の加入記録は無い上、C社における申立人の雇用保険の資格取得及び資格喪失に係る記録は、同社における厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年4月まで

私は、申立期間は、A社又はB社に勤務し、国道1号線を使ってCへ鉄板を運び、帰りは会社をいくつか回ってDまでの荷物を積んで帰るといった仕事を繰り返していた。

社会保険料控除の記憶は定かではないが、年金証書を会社に預けた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA社について、法務局の法人登記を確認したところ、同社の登記記録は見当たらなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者からは、申立人のA社における勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける証言は得られなかった。

申立人が申立期間に勤務したとするB社について、申立期間当時の電話帳にB社名の電話番号記録が存在し、当該事業所の所在地等についても申立人の記憶とおおむね合致していることが確認できる。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者は、申立期間においてB社とは別のE社における厚生年金保険の加入記録が存在するところ、当該同僚は、「B社はE社の旧名称だと思う。自分がE社に入社した時、既にE社において申立人が勤務していた。」旨を証言していることから、申立人はB社から社名変更したE社において勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社の当時の事業主は既に他界しており証言を得ることができない上、当時の同社における複数の同僚は、採用の数か月後から厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者原票によると整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から 36 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 11 日まで

申立期間①について、それぞれの勤務した期間は分からないが、A社、B社及びC社に勤務し厚生年金保険料（及び国民年金保険料の両方）を納入していたのに加入記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、D社に勤務した申立期間②について脱退手当金の支払記録があるとのことだが、脱退手当金をもらった覚えが無いので記録回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において勤務したと主張するA社については、同社及び後継事業所であるE社の事業主の息子は、申立人が申立期間の一部に勤務していた記憶がある旨証言していることから、申立人が当該期間に時期は特定できないもののA社又はE社に勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社（適用期間：昭和28年9月7日から29年3月11日まで）及びE社（適用期間：昭和35年6月1日から38年8月21日まで）は、申立期間の一部について、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社及びE社は既に全喪しており、事業も廃止している上、当時のA社及びE社の事業主は既に他界しており、当時の厚生年金保険事務手続の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて証言を得ることができない。

さらに、当時の同僚は「申立人のことを覚えていない。」と証言している。

申立人が申立期間①において勤務したと主張するB社については、同社において厚生年金保険記録の確認できる複数の同僚は、申立人が申立期間の一部に勤務していた記憶がある旨証言していることから、申立人が当該期間に時期は特定できないものの同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、B社は既に全喪しており、事業も廃止している上、当時の役員及び事務担当者は既に他界しており、当時の厚生年金保険事務手続の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて証言を得ることができない。

申立人が申立期間①において勤務したと主張するC社については、申立人が同社で共に勤務したとする同僚は、期間は不確かとしながら申立人が申立期間の一部に勤務していた旨証言していることから、申立人が当該期間に時期は特定できないものの同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、当該同僚は、当時は厚生年金保険に加入するか否かは従業員の意思によって選択できた旨証言しており、当該同僚についても、C社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当時のC社の事業主及び役員は既に他界しており、当時の厚生年金保険事務手続の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、社会保険事務所には申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には隔地支払である押印があることが確認できる上、同請求書に係る脱退手当金支給決定伺の枠外に手書きで「F」との記載があることから、申立人の脱退手当金は、当時の居住地の最寄り郵便局あてに送金処理されたことがうかがえる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から55年1月まで  
② 昭和55年3月から56年12月まで

私は、昭和50年から55年にA社に、また、昭和55年から56年にB社に勤務していたが、どちらの期間も厚生年金保険の記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社での業務及び事業主を記憶しており、同社の事業主は、申立人は同社に勤務していたと証言していることから、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社の事業主は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと証言している上、社会保険庁の記録上も、申立期間当時において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、事業主は、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員には、国民年金の保険料分を給与に加算して支給していたと証言している。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶するB社の所在地と業務内容が事実と合致すること及び同社の代表者は、期間は不明としながらも申立人の在籍があった旨を回答していることから、申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事



実を確認できる関連資料等はない。

また、B社の代表者は、申立期間当時、申立人の給与からは厚生年金保険料の控除は無かった旨を回答している。

さらに、社会保険庁の記録上、B社は、申立期間以後の平成9年2月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1188

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月26日から35年5月21日まで  
昭和55年に社会保険事務所に行って調べてもらったところ、A社B支店の厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受け取っていない、と言われたが、年金を受給する時になって、当該脱退手当金は支給済みと言われた。同社退職時にそのようなお金を受け取った記憶が無いので、調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社であるC社から提出された「厚生年金保険台帳」と題する書面には、申立人の厚生年金保険の記号番号、資格取得日、資格喪失日及び標準報酬等級などが記録されており、厚生年金保険に係る届出を記載したものと認められるところ、当該台帳の備考欄に「脱退手当金請求」と記載されている。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和35年5月21日の前後2年以内に資格喪失した女性20人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20人全員に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

A社退職後は脱退手当金を請求した記憶があるが、B社の期間は、結婚後すぐに夫の転勤で上京したため、手続きできるはずがなく、脱退手当金を請求した覚えも無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 36 年 4 月 15 日まで  
集団就職でA社に入社した。会社を家事都合で辞めた時に脱退手当金を受け取った覚えは無い。  
申立期間について脱退手当金支給済みを取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、脱退手当金支給決定の時期は退職日に近接しており、かつ、同僚の中に厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一であるものも認められ、また、A社保管の申立人の厚生年金保険被保険者台帳に「s 36. 5. 29 脱退手当金」と記載されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認される。

また、社会保険事務所保管の申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和36年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月5日から42年7月31日まで

申立期間については脱退手当金が支給済みのため、厚生年金保険の支給対象期間に算入されないとのことであるが、私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、脱退手当金裁定請求書を昭和44年10月18日に受理、同年11月17日に支給決定、同年12月1日に支払いを行ったことが確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1192

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月2日から40年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とはならないとの回答をもらった。しかし、私は、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を受給した覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和40年3月31日に裁定決定され、同年4月19日に支給されたことが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が勤務していたA社において昭和38年3月から42年4月までの期間に資格喪失した女性の脱退手当金の支給記録によると、受給資格者31人のうち14人（申立人を含む）に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち13人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるところ、申立人は資格喪失日から約1か月後に支給決定がされており、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1193

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から47年8月1日まで  
ねんきん特別便が届き、厚生年金加入期間を確認したところ、A社での厚生年金加入期間については脱退手当金として支給されていることが分かった。  
しかし、申立期間当時は脱退手当金のことを知らなかったし、受け取った記憶も無いので、記録を回復し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、申立人が申立ての事業所において厚生年金保険被保険者であった期間のすべてが、脱退手当金支給対象期間とされていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。